平成２３年（フ）第４４４号
埼玉県熊谷市池上529番地６
債務者　平野惠子こと　李　　順子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４６４号
埼玉県熊谷市妻沼中央26番地４
債務者　松下　祐二
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４６５号
埼玉県熊谷市妻沼中央26番地４
債務者　松下　七恵（旧姓星野・砂川）
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４６８号
埼玉県熊谷市久保島252番地12
債務者　大嶋みどり
1　決定年月日時　平成23年11月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４７６号
埼玉県熊谷市久下２丁目14番地
債務者　樋口　　榮
1　決定年月日時　平成23年11月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４７７号
埼玉県熊谷市久下２丁目14番地
債務者　樋口　若子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第６９２号
神奈川県厚木市愛名1022番地６　ＮＹコーポ　Ｄ202
債務者　品田　由香
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４４９号
静岡県三島市中249番地の１　北村ハイツ202、前住所静岡県三島市初音台１番地の４
債務者　鈴木　美樹
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４６０号
静岡県伊豆市土肥3328番地の２　土肥団地１号棟108号
債務者　成瀬　永寿
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４６１号
静岡県沼津市西沢田394番地　ウィスタリアコートＢ204
債務者　八代　彰久
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４６２号
静岡県沼津市下河原町164番地の３、前住所東京都練馬区石神井台３丁目２番42号　コーポミネ202号
債務者　齋藤有里子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４７０号
静岡県沼津市千本緑町３丁目15番地の１　コアキクヤ、前住所静岡県沼津市幸町874番地
債務者　田中　康子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４８２号
静岡県沼津市本錦町649番地の56
債務者　松下　　愛
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２７６０号
名古屋市名東区藤森西町104番地　メゾン・ド・リヴァージュ406号
債務者　島本　武男
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５５８号
愛知県岡崎市竜美北２丁目６番地13　第３明大寺荘Ｂ―105
債務者　宮城太希志
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５８４号
愛知県岡崎市竜美西１丁目３番地４　シェリール竜美ケ丘Ａ―205
債務者　武田　利衣
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１０８８号
大阪府富田林市甲田３丁目５番50号
債務者　後藤　秀治
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係